

盛岡広域振興局長告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年2月4日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1（1）道路の種類 県道
 （2）路線名 盛岡横手線
 （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市新田町102番5地先から城西町46番3地先まで	新	m 42.2～19.7	m 377.6
	旧	42.0～20.0	377.6
岩手郡雫石町大字南畑黒沢山国有林58林班～小班地先からち小班地先まで	新	59.0～24.8	59.5
	旧	35.3～24.8	59.5

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成23年2月4日から同年3月4日まで

- 2（1）道路の種類 県道
 （2）路線名 盛岡和賀線
 （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡矢巾町大字広宮沢第7地割4番1地先から26番1地先まで	新	m 25.7～23.2	m 45.4
	旧	17.0～16.0	45.4
紫波郡紫波町片寄字白旗97番1地先から字野中971番1地先まで	新	21.8～13.3	930.8
	旧	16.0～6.0	930.8

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成23年2月4日から同年3月4日まで

- 3（1）道路の種類 県道
 （2）路線名 盛岡環状線
 （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡滝沢村滝沢字祢宜屋敷25番3地先から字湯舟沢538番1地先まで	新	m 24.5～12.7	m 239.1

	旧	18.7~12.7	239.1
--	---	-----------	-------

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成23年2月4日から同年3月4日まで

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 盛岡石鳥谷線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡矢巾町大字白沢第10地割260番1地先から大字太田第16地割293番地先まで	新	m 27.4~13.2	m 2,281.0
	旧	29.6~13.2	2,281.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成23年2月4日から同年3月4日まで